

無害化処理認定手続のフロー

石綿含有一般廃棄物
石綿含有産業廃棄物
廃石綿等

申請者

< 申請に必要な資料 >

・申請書

施設の位置、構造等の設置に関する計画（**処理能力が、5トン/日以上であること**）

施設の維持管理に関する計画

その他（**実証試験結果（10分の1以上の規模で実施する）**、無害化の科学的因果関係の証明書類 等）

・設置することが周辺の生活環境に及ぼす影響についての調査結果書（生活環境アセス）

許可制度の生活環境影響調査結果の書類と同内容

国

公告縦覧手続

- ・施設設置場所、種類等の公告
- ・申請書及び生活環境影響調査結果書の縦覧
- ・関係都道府県知事及び市町村長からの意見聴取
- ・利害関係者の意見書提出

等

認定の要件の可否を判断

無害化処理の内容の基準

無害化処理を行い、又は行おうとする者の基準

無害化処理の用に供する施設の基準

認定

国

無害化処理認定業者への報告徴収、立入検査、改善命令、措置命令

認定の取消し

事業の廃止及び変更の届出、施設の廃止等の届出